

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成19年10月2日

香川県知事 真鍋武紀

1 処分をした年月日

平成19年9月25日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

株式会社業天組

(2) 主たる営業所の所在地

三豊市山本町財田西966番地1

(3) 代表者の氏名

業天 治

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一19）第86号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、平成19年10月10日から同月12日までの3日間、建設業の営業の停止を命ずる。

4 処分の原因となった事実

株式会社業天組及び同社の取締役は、その業務に関し、法定の除外事由がないのに、香川県知事の許可を受けないで、平成16年8月ころから平成18年9月29日までの間、三豊市財田町財田中の香川県知事が定めた地域森林計画の対象民有林地約1.35ヘクタールにわたって、土砂の採掘をして土地の形質を変更し、もって無許可で開発行為をしたとして、森林法違反で、平成19年8月3日に観音寺簡易裁判所から、同社及び同社の取締役について、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。